

転出される保護者の方へ

名柄小学校

○転出手続きの基本手順

・御所市での手続き手順

- ① 御所市役所で住民転出手続きをする（市役所 1 階）
- ② 御所市教育委員会（市役所 3 階）で転出通知書発行手続きを行う
- ③ 名柄小学校で在学証明書・教科書給与証明書をもらう

・転出先での手続き手順

- ① 転出先役所で住民転入手続きをする
- ② 転出先の教育委員会へ行く
- ③ 転出先小学校へ行く（名柄小発行在学証明書・教科書証明書持参）行く前に連絡してください

○連絡事項

・教科書等について

転出先学校でも引き続き使用する教科書や副読本がありますので、転出前に処分されないようにご注意ください。処分されますと紛失等の場合と同様、有償となります。

学習帳や習字道具・リコーダなども引き続き利用する場合がありますので、転出先の学校にご相談ください。

・諸会費について

転出されるまでに教材費の精算をさせていただきます。詳しくは担任から連絡させていただきます。

ご不明な点がございましたら、学校までご連絡ください。
TEL 0745-66-0043